

## 社会福祉法人豊浦豊和会 役員等報酬（費用弁償）規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人豊浦豊和会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬（費用弁償）等について定めるものである。

### （定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。報酬額（費用弁償）は、次のとおりとする。

### （理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬（費用弁償）等）

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（費用弁償）を支払うことができる。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬（費用弁償）はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（費用弁償）を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬（費用弁償）はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（費用弁償）を支払うことができる。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬（費用弁償）はこれを支払わないものとする。

4 交通費の実費が、報酬（費用弁償）の額を超える場合には、その実費とする。

### （役員等の勤務報酬（費用弁償）等）

第4条 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬（費用弁償）を支払うことができる。

2 交通費の実費が、報酬（費用弁償）の額を超える場合には、その実費とする。

### （監事の報酬（費用弁償）等）

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（費用弁償）を支払うことができる。同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬（費用弁償）はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬（費用弁償）を支払うことができる。

償)を支払うことができる。

3 交通費の実費が、報酬(費用弁償)の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬(費用弁償)等)

第6条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬(費用弁償)を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬(費用弁償)はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る業務に当たった場合は、別表2により報酬(費用弁償)を支払うことができる。

3 交通費の実費が、報酬(費用弁償)の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人豊浦豊和会旅費規程を適用することができる。

(兼務役員等)

第8条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、日当簿等の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て評議員会で議決しなければならない。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報酬（費用弁償）
理事会出席報酬等	3,000円（日額）
評議員会出席報酬等	3,000円（日額）
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000円（日額）

別表 2

名 称	報酬（費用弁償）
理事業務報酬等	3,000円（日額）
評議員業務報酬等	3,000円（日額）
監事監査指導報酬等	3,000円（日額）
評議員選任・解任委員業務報酬等	3,000円（日額）